#### 第2節 誘導灯及び誘導標識

## 第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 点滅機能とは、火災信号(自動火災報知設備からの火災である旨の信号。以下同じ。) を受信し、常用電源又は非常電源によりキセノンランプ等を点滅させる機能をいう。
- 2 音声誘導機能とは、火災信号を受信し、避難口の所在を示すための警報音及び音声 を繰り返し発生させる機能をいう。
- 3 居室とは、建築基準法第2条第4号に規定する室並びに機械室、ポンプ室、倉庫、電 気機械室、駐車場及びこれらに類する室をいう。
- 4 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に規定する出入口及び場所をいう。
- 5 主要な避難口とは、避難口のうち規則第28条の3第3項第1号イ又は口に規定する出入口をいう。
- 6 廊下等とは、主要な避難口へ通ずる廊下又は通路(居室内通路を除く。)をいう。
- 7 廊下等への出入口とは、居室内から主要な避難口へ通ずる廊下又は通路への出入口をいう。
- 8 居室内通路とは、居室内で通行の用に供する部分をいう。
- 9 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、火災発生時を想定し、総合的に判断すること。例えば、第2.5(1)イを適用する際、居室において出入口が複数あり、避難口が明確でない場合は容易に識別できないものとして取扱うこと。

## 第2 避難口誘導灯

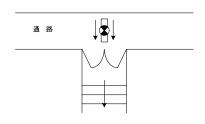
避難口誘導灯の設置は、令第26条第2項第1号並びに規則第28条の2第1項並びに第28条の3第1項、第2項、第3項第1号、第4項第1号から第3号まで、第6号から第8号まで及び第12号並びに誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁子告示第2号。以下この節において「告示第2号」という)によるほか、次による。

#### 1 設置場所

(1) 出入口が通路等に平行して設けられている場合は、矢印を付した避難口誘導灯を当該出入口の前面通路等の上部に設けること。 (別図3-2-1)

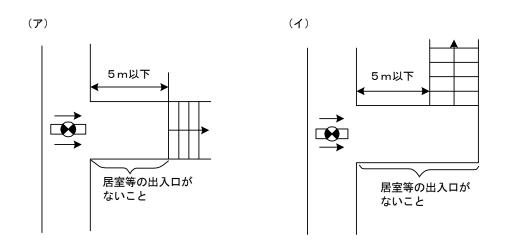
# 別図3-2-1 (第2. 1. (1)関係)

通路に平行して設けられている出入口に設ける避難口誘導灯



- (2) 屋内に設ける直通階段の避難階の出口には、避難口誘導灯を設置すること。ただし、階段が避難階で乗り換え構造になっていること等により、避難階であることが容易に判断できる場合には、設けないことができる。
- (3) 廊下等の曲り角のうち、避難口からの歩行距離が5メートル以下となる位置にある もので、次に適合する場合は、矢印を付した避難口誘導灯を当該曲り角に設置する ことをもって足りる。(別図3-2-2)

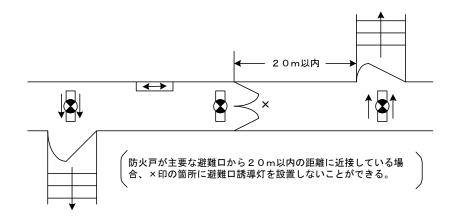
別図3-2-2 (第2.1.(3)関係)



- ア 廊下等の曲り角から避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
- イ 廊下等の曲り角から避難口までの間に居室等の出入口がないこと。
- ウ
  廊下等は、行き止まりであること。
- (4) 廊下等に防火設備があり、当該防火設備のある場所から2方向に避難できる場合は、避難口誘導灯を当該防火設備の両側の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。ただし、防火設備が主要な避難口から20メートル以内の距離にある場合にあっては、当該避難口の側には設けないこと。(別図3-2-3)

別図3-2-3 (第2. 1. (4)関係)

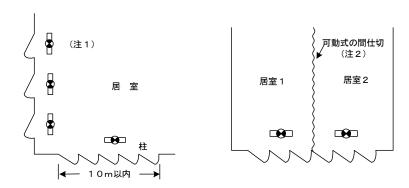
廊下等の防火戸に設ける避難口誘導灯



- (5) 居室が連続し、他の居室を通らなければ廊下等に出られない場合は、各居室の出入口ごとに避難口誘導灯を設けること。ただし、居室の出入口が次に適合する場合は、この限りでない。
  - ア 居室の出入口が、当該居室の各部分から容易に見とおし、かつ、識別することができること。
  - イ 床面積が100平方メートル(主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者(当該防火対象物(特に避難経路)について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状況に不案内な者は含まない。以下この節において同じ。)の使用に供するものにあっては、400平方メートル)以下である居室に設けられた出入口
- (6) 居室の出入口が、連続して2以上設けられている場合は、10メートルにつき1個以上設置することをもって足りる。(別図3-2-4)

# 別図3-2-4 (第2.1.(6)関係)

2以上連続した出入口の避難口誘導灯



- (注1) 2以上の出入口が断続的にある場合は、各出入口ごとに設けること
- (注2) 可動式の間仕切りにより2以上に区画されている場合は当該区画を それぞれ1の居室とみなす

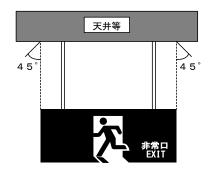
#### 2 設置方法

- (1) 避難口誘導灯を壁等に埋め込む場合にあっては、当該壁等の強度及び耐火性能に 支障をきたさないように設けること。
- (2) 避難口誘導灯には、次により耐震措置を講じること。
  - ア 自重の5倍以上の垂直荷重に耐えるものであること。
  - イ 自重の2倍以上の水平荷重に耐えるものであること。
  - ウ 天井等からつり下げる場合にあっては、器具つり下げ用鋼管 (パイプ) 等を使 用し、器具の鉛直線上の天井面等から45度の円すい角の弧線上に有効な空間を保

有すること。ただし、揺れ止め等の有効な措置を講じた場合は、この限りでない。 (別図3-2-5)

別図3-2-5 (第2. 2. (2). ウ関係)

つり下げ器具の保有空間



## 3 消灯

誘導灯の消灯は、次による。

- (1) 規則第28条の3第4項第2号に掲げる、消灯することができる場合又は場所とは、次によること。
  - ア 「防火対象物が無人である場合」とは、当該防火対象物全体が無人の状態であること(休業、休日、夜間等において無人の状態が繰り返し継続されることをいい、防災センター要員、警備員又は宿直者等によって管理を行っているものは、無人の状態であるものとみなす。)をいう。
  - イ 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」とは、外光(自然光) による採光のための十分な開口部が存する場所をいい、消灯することができるの は、外光により避難口等を識別できる間に限られるものとする。
  - ウ 「利用形態により特に暗さが必要である場所」とは、通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所をいい、消灯することができるのは、同表の右欄に掲げる使用状態にあるときとする。

用 途	使 用 状態
遊園地のアトラクション等の用に供される	当該部分における消灯は、営業時間中に限り
部分(酒類、飲食の提供を伴うものを除く。)	行うことができるものであること。従って、
など常時暗さが必要とされる場所	清掃、点検等のため人が存する場合には、消
	灯はできないこと。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタ	当該部分における消灯は、映画館における上
ジオ等の用途に供される部分(酒類、飲食	映時間中、劇場における上映中など当該部分
の提供を伴うものを除く。)など一定時間	が特に暗さが必要とされる状態で使用されて
継続して暗さが必要とされる場所	いる時間内に限り行うことができること。

- エ 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」とは、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち当該場所に限るものとする。
- (2) 消灯方法は、次によること。
  - ア 消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、次に掲げる場合にあっては、手動としないことができる。
    - (ア) (1).イに掲げる場所に設置する場合であって、警備員、宿直者等が常駐せず 手動で消灯することが困難な場合は、光電式自動点滅器により消灯を自動で行 う方式とすることができる。
    - (4) (1). ウに掲げる場所に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯 の消灯時間が最小限に設定されているときは、消灯を自動で行う方式とするこ とができる。
  - イ 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
  - ウ (1). ウに掲げる場所において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用 者に対し、次の事項について掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。
    - (ア) 誘導灯が消灯されること
    - (4) 火災の際には誘導灯が点灯すること
    - (ウ) 避難経路について
- (3) 点灯方法は、次によること。
  - ア 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯している全ての誘導灯を点灯すること。
  - イ 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が、(1)の要件に適合しなくなった時、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法は、次表によること。

消灯対象	点灯为	
	自動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	・照明器具連動装置 ・扉開放連動装置 ・施錠連動装置 ・赤外線センサー	防災センター要員、警備 員、宿直者等により、当該 場所の利用形態に応じて、 迅速かつ確実に点灯する
	等	ことができる防火管理体

外光により避難ロ又は避 難の方向が識別できる場 所に設置する場合	・照明器具連動装置 ・光電式自動点滅器	等	制が整備されていること。
利用形態により特に暗さ が必要である場所に設置 する場合	・照明器具連動装置 ・扉開放連動装置	等	
主として当該防火対象物 の関係者及び関係者に雇 用されている者の使用に 供する場所に設置する場	・照明器具連動装置	等	
合			

- 注1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるものからいずれかの方法 を選択すればよい。
- 注2 自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できる ものとすること。

## (4) 配線等

- ア 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- イ 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
- ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等(以下「点滅器等」という。)は、 防災センター等に設けること。ただし、次に掲げる場合にあっては、防災センタ ー等に設けないことができる。
- (ア) (1). アに掲げる場所に設置する場合であって、次に掲げる消灯方式のもの。
  - A 無人の状態となるとき最終的に閉鎖する扉に、点滅器として施錠連動装置 を設けて消灯する方式
  - B 防火対象物又はその部分を使用する場合、必ず点灯される照明器具のスイッチに、点滅器等として照明器具連動装置を設けて消灯する方式
  - C 当該防火対象物の管理を一括して行える場所に点滅器を設けて消灯する方式
- (イ) (1). ウに掲げる場所に設置する場合には、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができる。
- エ 点灯又は消灯に使用する点滅器等には、その旨表示すること。
- (5) 誘導灯を消灯する場合の各装置の接続方法は、別記の例により施工して差し支えない。
- 4 点滅機能及び音声誘導機能 誘導灯の点滅機能及び音声誘導機能は、次による。
- (1) 設置推進防火対象物

次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、自動火災報知設備を設置しているもので、主要な避難口に避難口誘導灯を設置する場合は、原則として、利用者又は設置場所の状況に応じて、点滅機能、音声誘導機能又は点滅・音声誘導機能を有するものとすること。なお、ウに設置するものにあっては、点滅機能又は点滅・音声誘導機能を有するものとすること。

- ア 令別表第1(6)項ロ、ハ及び二に掲げる防火対象物のうち、視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分
- イ 令別表第1に掲げる防火対象物で、視力又は聴力の弱い者が常時出入りし、これ らの者の避難経路となる部分
- ウ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏あるいは照明看板等により誘導灯を容易に識別しにくい部分

# (2) 設置することが望ましい防火対象物

- (1) に掲げるものを除き、次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、自動火災報知設備を設置しているもので、主要な避難口に避難口誘導灯を設置する場合は、努めて点滅・音声誘導機能を有するものとすること。なお、利用者の状況に応じて、点滅・音声誘導機能を有するものに替え、点滅機能又は音声誘導機能を有するものとすることができる。
- ア 令別表第1 (1) 項、(2) 項ロ、(3) 項ロ、(4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(7) 項、(8) 項、(9) 項ロ、(10) 項、(13) 項イ、(15) 項 (スポーツ施設に限る。) 及び (16の2) 項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。
- イ アに掲げる用途に供される部分の床面積の合計が、1,000平方メートル以上のもの。
- ウ 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物のうち、住戸の数が50以上の共同住宅 又は室数が50以上の寄宿舎等
- エ 令別表第1(12)項イ及び(15)項(浄水場又は汚水処理施設等で特定の者のみが出入りするもの及びスポーツ施設は除く。)に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が3,000平方メートル以上の防火対象物
- オーイに掲げるものを除き、ア、ウ及び工に掲げる用途に供される部分の床面積の合計が、3,000平方メートル以上のもの。

## (3) 設置方法は、次によること

## ア起動方法

(ア) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う 要件(中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等)と連動して点滅 機能及び音声誘導機能が起動するものであること。なお、この場合における自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。

- (イ) 規則第24条第5号ハ及び第5号の2口(イ)に規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行うことができる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の区分鳴動を行う階について、点滅機能及び音声誘導機能が起動するものとすること。また、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合等に、地区音響装置が区分鳴動から全区域に警報を発するように措置されているものは、当該地区音響装置の鳴動に合わせて、点滅機能及び音声誘導機能が起動すること。
- (ウ) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能は、火災の発生が確認された場合に行う火災警報又は火災放送に合わせて起動すること。

#### イ 停止方法

- (ア) 音声誘導機能が作動している時に、非常警報設備の放送設備により非常放送が行われる場合には、自動火災報知設備の基準(第6.8)に準じて当該音声誘導機能が自動的に停止すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整すること等により、その放送内容の伝達が困難若しくは不十分となる恐れのない場合にあってはこの限りでない。
- (イ) 点滅機能及び音声誘導機能により誘導される避難口からの避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあっては、当該誘導灯の点滅及び誘導音が停止すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあっては、この限りでない。
  - A 屋外階段又はその附室の出入口
  - B 消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件(平成14年11月28日消防庁告示第7号)に適合する開口部を有する屋内避難階段の出入口
  - C 特別避難階段の階段室又はその附室の出入口
  - D 規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口
  - E 第3章第1節第7.2「屋内避難階段等の部分の取扱い」に適合する階段の出入 口
- (ウ) (イ)において当該階段室には、当該部分の煙を感知し、誘導灯の点滅及び誘導音を停止させるための煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて設けること。ただし、自動火災報知設備の煙感知器が当該階段室の煙を感知するこ

とができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定される場合に あっては、当該煙感知器と連動して停止させることで足りるものであること。

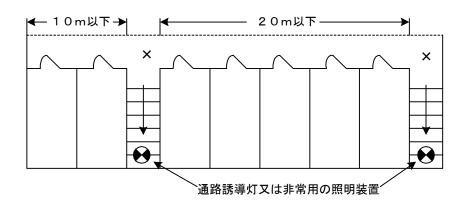
ウ 点滅機能及び音声誘導機能を有する誘導灯の各装置の接続方法は、別記の例により施工して差し支えない。

## 5 特例

- (1) 次に掲げる出入口については、令第32条の規定を適用し、避難口誘導灯を設置しないことができる。
  - ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口のうち玄関ホールに設けるもので、次に適合 するもの。 (特定防火対象物に存するものを除く。)
  - (ア) 玄関ホールの各部分から当該出入口を容易に見とおし、かつ、識別すること ができること。
  - (イ) 当該出入口から屋外を容易に見とおすことができること。
  - イ 居室における主要な避難口のうち、次に適合するもの。ただし、令別表第1(1) 項に掲げる防火対象物又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち(1)項の用途に 供する部分の客席内を除く。
  - (ア) 居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
  - (イ) 床面積が100平方メートル (主として、防火対象物の関係者及び関係者に雇用 されている者の使用に供するものあっては400平方メートル) 以下である居室に 設けられたもの
  - ウ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち個人の住居の用途に供される部分の出入 口
  - エ 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の宿泊室(団体 客が宿泊する大部屋を除く。)の廊下等への出入口
  - オ 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される階又は令別表第1に掲 げる防火対象物の部分で、個人の住居の用に供される階にある主要な避難口のう ち、次に掲げるもの。
  - (ア) 次に適合する直通階段の出入口(別図3-2-6)
    - A 開放式の廊下に存する出入口であること。
    - B 階段の出入口には、扉を設けていないこと。
    - C 階段には、通路誘導灯又は非常用の照明装置(建築基準法施行令第5章第4 節に規定されるもの。以下この節において同じ。)が設置されていること。
    - D 階段は、住戸の出入口からの歩行距離が10メートル以下となる位置にある こと。

## 別図3-2-6 (第2.5.(1). オ.(ア)関係)

避難口誘導灯の設置に関し特例を適用できる場合



×:避難口誘導灯の設置に関し特例を適用できる部分

- (イ) 開放式の廊下等に接続された屋外直通階段の出入口
- (ウ) 次に適合する直通階段の出入口
  - A 住戸の玄関が階段に面している(住戸と階段降り口の間に廊下がない)形態の直通階段の踊り場部分に存する出入口であること。
  - B 階段には、通路誘導灯又は非常用の照明装置が設置されていること。
- (2) 規則第28条の3第4項第3号の規定により避難口誘導灯の区分がA級又はB級(表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するもの)のものとしなければならない場所のうち、主として、当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分については、令第32条の規定を適用し、A級、B級又はC級のものとすることができる。

## 第3 通路誘導灯

通路誘導灯の設置は、令第26条第2項第2号並びに規則第28条の2第2項並びに第28条の3第1項、第2項、第3項第2号、第4項第1号から第5号、第7号、第8号及び第12号並びに告示第2号によるほか、次による。

- 1 設置場所
- (1) 通路誘導灯は、次の場所に設けること。
  - ア 主要な避難口に通ずる廊下等の曲り角(分岐又は交さするものを含む。以下同じ。)
  - イ 避難口への経路が2以上ある場所にあっては、当該避難口から最初の位置に設け る通路誘導灯の表示は、原則として、1方向を明示したものとし、その他のものは、

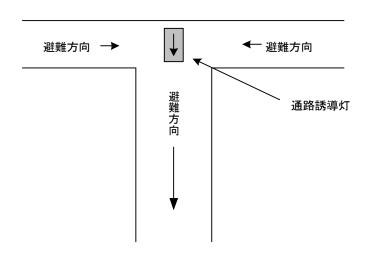
2方向を明示したものとすること。

(2) 廊下等の曲り角のうち、相反する方向から1の主要な避難口に至る曲り角には、廊下等の天井部分に通路誘導灯を設置すること。ただし、当該曲り角の相対する壁に通路誘導灯を設ける場合、又は廊下等の幅員が2メートル以下で、いずれかの壁に設けられた通路誘導灯の灯火により相対する壁が照明でき、誘導標識を設ける場合は、この限りでない。(別図3-2-7)

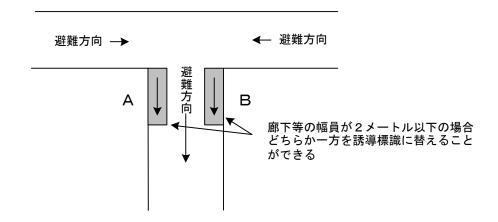
別図3-2-7 (第3.1.(2)関係9

相反する方向から避難する曲り角に設ける通路誘導灯

(ア)



(1)



- 2 設置方法
  - 第2.2. (1) 及び(2) を準用する。
- 3 消灯
   誘導灯の消灯は、次によること。
- (1) 通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。) にあっては、第2.3を準用し

消灯することができる。

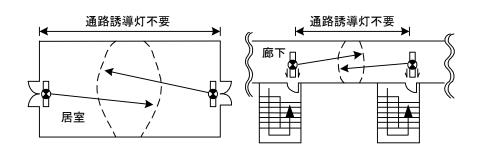
(2) 通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものに限る。)で、規則第28条の3第4項第2 号に掲げる「防火対象物が無人である場合」及び「外光により避難ロ又は避難の方 向が識別できる場所」に該当する場合にあっては、第2.3を準用し消灯することがで きる。

## 4 特例

- (1) 次に掲げる部分については、令第32条の規定を適用し、通路誘導灯を設置しないことができる。
  - ア 避難上採光が十分な開放式の廊下等及び階段
  - イ 廊下等への出入口に避難口誘導灯の設置を要しない居室
  - ウ 避難階の廊下等のうち、屋外を見とおすことができ、かつ、屋外の安全な場所 へ容易に避難できる廊下等の当該部分
  - エ 令別表第1 (5) 項ロ、(6) 項から (8) 項まで、(9) 項ロ、(11) 項、(12) 項、(13) 項ロ、(14) 項及び (15) 項に掲げる防火対象物((16) 項に掲げる防火対象物で当該用途に供する部分を含む。)の居室内通路のうち、次に適合するもの。
  - (ア) 居室内通路の曲り角が1以下であること。
  - (イ) 居室内通路の曲り角から廊下等への出入口又は主要な避難口若しくはこれに 設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
  - (ウ) 居室の各部分から廊下等への出入口又は主要な避難口までの歩行距離が、規 則第28条の2第2項第1号に掲げる数値以下であること。
  - オの下等のうち、次に適合するもの。
  - (ア) 廊下等への出入口のいずれからも主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導 灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
  - (イ) 廊下等への出入口のいずれからも主要な避難口までの歩行距離が規則第28条 の2第2項第1号に掲げる数値以下であること。
  - カ 居室内通路のうち、次に適合するもの。
  - (ア) 居室の各部分から廊下等への出入口又は主要な避難口若しくはこれに設ける 避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
  - (イ) 居室の各部分から廊下等への出入口又は主要な避難口までの歩行距離が規則 第28条の2第2項第1号に掲げる数値以下であること。
  - キ 階段の出入口から直接屋外に通ずる主要な避難口に至る廊下のうち、次に適合 するもの。
  - (ア) 階段室の出入口から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見

とおし、かつ、識別することができること。

- (イ) 階段室の出入口から主要な避難口までの歩行距離が規則第28条の2第2項第1 号に掲げる数値以下であること。
- ク 客席誘導灯が第5により設けられた客席部分
- ケ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち個人の住居の用途に供される部分
- コ 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の宿泊室(団体 客が宿泊する大部屋は除く。)部分
- サ 避難口誘導灯の有効範囲が重複する部分が存する廊下、通路の当該有効範囲部分にあっては、規則第28条の3第3項第2号ロの規定にかかわらず通路誘導灯を設置しないことができる。(別図3-2-8)



## 別図3-2-8

(2) 規則第28条の3第4項第3号の規定により通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)の区分がA級又はB級(表示面の明るさが25以上のもの)のものとしなければならない場所のうち、主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所については、令第32条の規定を適用し、A級、B級又はC級のものとすることができる。

## 第4 客席誘導灯

客席誘導灯の設置は、令第26条第2項第3号並びに規則第28条、第28条の3第4項第8 号及び第12号によるほか、次による。

### 1 設置場所

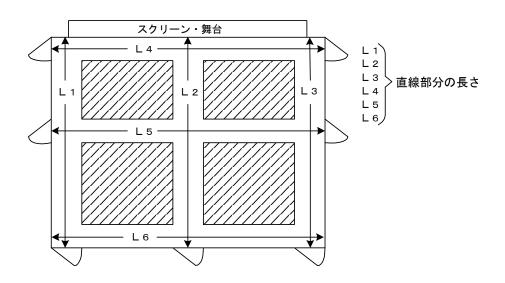
- (1) 客席の通路の床面又は壁面(固定椅子の脚部を含む。)に設けること。
- (2) 客席内通路が階段状になっている部分に設置する場合は、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は当該通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2ルクス以上とすること。
- (3) 客席内通路が傾斜路又は水平路になっている部分に設置する場合は、次式により

設置個数を算出し、その設置間隔がおおむね等しくなるよう設置し、かつ、その照度は誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2ルクス以上とすること。設置個数を算出する場合の直線部分の長さは、当該客席内通路の直線部分ごとに最長の距離をもってその長さとすること。(別図3-2-9)

(小数点以下は切り上げる。)

別図3-2-9 (第4.1.(3)関係)

客席内通路の直線部分の長さの測り方



#### 2 特例

避難口誘導灯若しくは通路誘導灯により床面の水平面照度が0.2ルクス以上となる部分又は屋外観覧場等の客席部分については、令第32条の規定を適用し客席誘導灯を設置しないことができる。

## 第5 誘導標識

誘導標識の設置は、令第26条第2項第5号並びに規則第28条の2第3項及び第28条の3 第5項によるほか、次による。

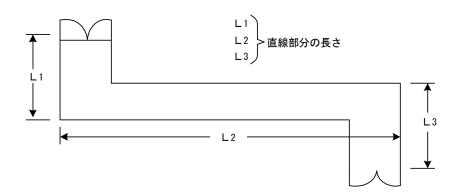
- 1 設置場所及び設置方法
- (1) 避難口に設ける誘導標識の設置位置は、避難口誘導灯の例によること。
- (2) 廊下等に設ける誘導標識は、次の箇所に設けること。

ア 曲り角のない廊下等の両端に主要な避難口があり、かつ、当該廊下等の歩行距離が15メートルを超えるものにあっては、次式により設置個数を算出し、その設置間隔がおおむね等しくなる箇所。この場合、主要な避難口から最初の位置に設

ける誘導標識は、当該避難口からの歩行距離が15メートル以下となる箇所(設置個数が1となる場合は当該廊下等の中央)

# (小数点以下は切り上げる。)

- イ 曲り角のない廊下等の一端に主要な避難口があり、かつ、当該廊下等が15メートルを超えるものにあっては、当該廊下等の他の一端から歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び当該設置箇所から主要な避難口までの部分については、アの計算式により、設置個数を算出し、その設置間隔がおおむね等しくなる箇所
- ウ 廊下等に曲り角がある場合は、直線部分ごとにアの計算式により、設置個数を 算出し、その設置間隔がおおむね等しくなる箇所。設置個数を算出する場合の直 線部分の長さは、当該廊下等の直線部分ごとに最長の距離をもってその長さとす ること。



#### 2 特例

次に掲げる部分については、令第32条の規定を適用し誘導標識を設置しないことができる。

- (1) 避難口誘導灯又は通路誘導灯の設置に関し特例基準を適用できる部分
- (2) 次に適合する主要な避難口
  - ア
    廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、識別することができること。
  - イ 廊下等の各部分から歩行距離が15メートル以下であること。

## 第6 電源及び配線

電源及び配線は、令第26条第2項第4号及び規則第28条の3第4項第9号から第11号の規 定並びに第6章「非常電源の基準」によるほか、次による。

- 1 非常電源を内蔵しない誘導灯は、次による。
- (1) 常用電源の配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とすること。ただし、非常用の照明装置と同一回路とすることができる。

- (2) 1の専用回路は、2以上の階にわたらないこと。ただし、階段又は傾斜路に設ける 通路誘導灯の回路にあっては、この限りでない。
- (3) 常用電源が停電したときは、専用回路ごとに停電の検出及び常用電源から非常電源への切換えが自動的に行えること。ただし、常時浮動充電方式の別置型蓄電池設備の電源により点灯するものにあっては、この限りでない。
- 2 非常電源を内蔵した誘導灯は、1. (1) により設けるものとする。

# 第7 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

## 第8 特例基準

誘導灯又は誘導標識を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用しそれぞれ当該各項に 定めるところによるものとする。

- 1 幼稚園、学校等に関する特例
- (1) 幼稚園、学校
  - ア 令別表第1 (6) 項ニ及び (7) 項に掲げる防火対象物並びに (16) 項に掲げる防火対象物のうち (6) 項ニ及び (7) 項の用途に供される部分で、日出から日没までの間のみ使用し、避難上採光が十分である廊下等及び階段については、通路誘導灯を設置しないことができる。
  - イ 令別表第1 (7) 項に掲げる防火対象物並びに (16) 項に掲げる防火対象物のうち (7) 項の用途に供される部分で、次に適合するものについては、避難口誘導灯を設置しないことができる。
  - (ア) 日出から日没までの間のみ使用し、避難上採光が十分であること。
  - (イ) 誘導標識が規則第28条の3第5項の技術上の基準により設置されていること。

### (2) 冷凍室、冷蔵室

令別表第1に掲げる防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室の用に供される部分については、次によることができる。

- ア 次のいずれかに適合する場合は、冷凍室又は冷蔵室の出入口に避難口誘導灯を 設置しないことができる。
- (ア) 冷凍室又は冷蔵室内の各部分から直近の出入口までの歩行距離が30メートル 以下のもの。
- (イ) 出入口であることが識別することができる表示及び緑色の灯火が当該出入口に設けられており、かつ、冷凍室又は冷蔵室の作業に使用する運搬車等に付置

された照明装置により十分な照度を得ることができるもの

- (ウ) 通路部分の曲り角が1以下で、かつ、出入口であることを識別することができる表示及び非常電源を付置した緑色の灯火が容易に確認できるもの。
- イ 次のいずれかに適合する場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。
- (ア) 冷凍室又は冷蔵室内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有 しているもの。
- (イ) 冷凍室又は冷蔵室に直接面した荷捌場のうち、廊下等の片側又は両側が開放されているもので、当該通路が整然と確保され、かつ、一般照明が十分な照度を有しているもの又は誘導標識が第6により設置されているもの。

誘導灯の消灯並びに点滅機能及び音声誘導機能を有する誘導灯の各装置の接続例

- 1 当別記において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 受信機とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
  - (2) 信号装置とは、火災信号を中継し、誘導灯に伝達する装置をいう。
  - (3) 移報用装置とは、火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
  - (4) 連動開閉器とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器を言う。
  - (5) 光電式自動点滅器とは、外光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
  - (6) 施錠連動装置とは、出入口扉の施錠と連動して、電気信号を出力するものをいう。
  - (7) 照明器具連動装置とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
  - (8) 誘導音装置とは、誘導灯に音声誘導機能を持たせるための装置をいう。
  - 2 機器の構成及び結線
  - (1) 各機器の接続は、図1の例によること。
  - (2) 各機器の構成は、次によること。
    - ア 点滅機能を有する誘導灯は、図2の構成例によること。
    - イ 音声誘導機能を有する誘導灯は、図3の構成例によること。
    - ウ 消灯方式の誘導灯は、図4の構成例によること。
  - (3) 受信機と移報用装置及び信号装置の配線は、次によること。
    - ア 接続方法は、図5の例によること。
    - イ 配線は、規則第12条第1項第5号の例によること。ただし、受信機と同一の室に 設けられている場合にあっては、この限りでない。
  - (4) 信号装置と誘導灯又は連動開閉器間の回路(以下「信号回路」という。)の配線は、次によること。
    - ア 信号回路には、交流100ボルト又は直流24ボルトの定格電圧を有すること。
    - イ 信号装置の電源回路の配線及び信号回路の配線は、電気設備に関する技術基準 を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号)第5章第1節屋内の施設の規定に適 合すること。
  - (5) 消灯方式の誘導灯は三線式配線とし、誘導灯を消灯した場合でも誘導灯に内蔵された蓄電池に常時充電できる方式とすること。ただし、誘導灯の非常電源に常時充電することができる場合又はそれと同等以上の機能を有する場合で、誘導灯の機能に影響のないときは、三線式以外の配線とすることができる。

- 3 機器の設置方法
- (1) 信号装置は、原則として受信機と同一の場所に設けること。
- (2) 移報用装置は、次により設けること。
  - ア 移報用装置は、受信機に移報用端子がない場合又は受信機に移報用端子が設けられているがすでに他の設備に接続されている場合に設けること。
  - イ 移報用装置は、受信機の直近で維持点検の容易な場所に設けること。
  - ウ 受信機から移報を停止した場合は、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に停止中である旨の表示がされること。
  - エ 移報用装置には、誘導灯用移報用装置である旨の表示をすること。
  - オ 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。
  - カ 信号装置を移報用装置に接続する場合は、図6に示すC及びNC(ブレーク接点) 端子に接続すること。
- (3) 点滅形誘導灯の外付け形点滅装置にあっては、誘導灯から1メートル以内に設けること。
- (4) 消灯方式の誘導灯の連動開閉器、光電式自動点滅器、施錠連動装置及び照明器具連動装置は、次によること。また、当該機器の設置された箇所には、誘導灯用である旨の表示をすること。

## ア連動開閉器

- (ア) 連動開閉器は、原則として配電盤又は分電盤内に設置すること。
- (イ) 連動開閉器は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有すること。
- (ウ) 連動開閉器の構造は、JISC8325 (交流電磁開閉器) に定める分離式に適合するものであること。

#### イ 光電式自動点滅器

- (ア) 光電式自動点滅器は、JISC8369に適合する分離式のものであること。
- (イ) 光電式自動点滅器の設置位置は、直射日光を避け、外光によって作動する位置に設けること。

#### ウ 施錠連動装置

- (ア) 施錠連動装置は、施錠時に回路が閉(ON)となること。
- (イ) 施錠連動装置の電気回路のスイッチは、JIS等に適合すること。
- エ 照明器具連動装置
- (ア) 照明器具連動装置は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動すること。
- (イ) 照明器具連動装置は、照明器具点灯時に回路が開(OFF)となること。
- (ウ) 照明器具連動装置に用いるリレーは、IIS等に適合すること。

# 図1 各機器の接続例(別記2.(1)関係)

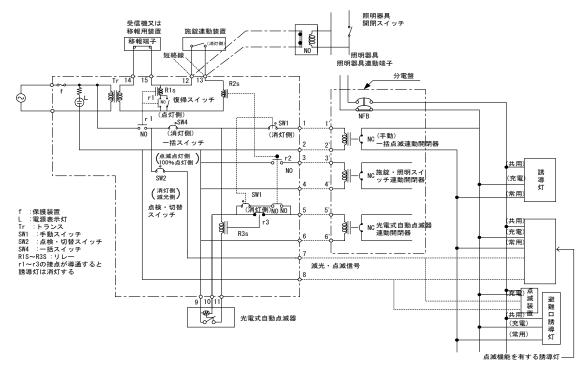
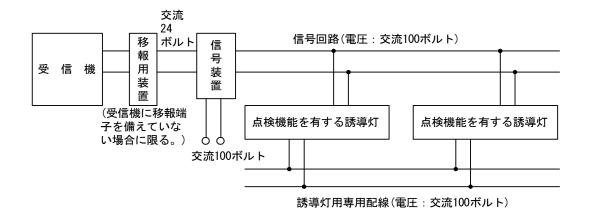
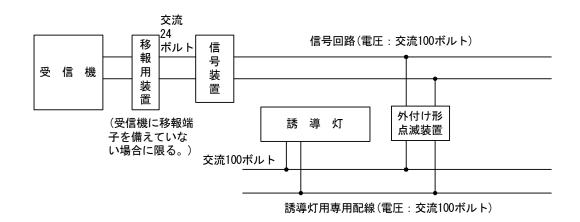


図2 点滅機能を有する誘導灯の構成例(別記2. (2). ア関係) 例1

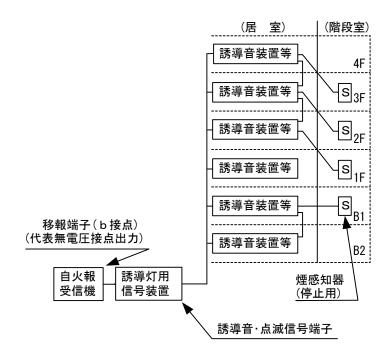


例2

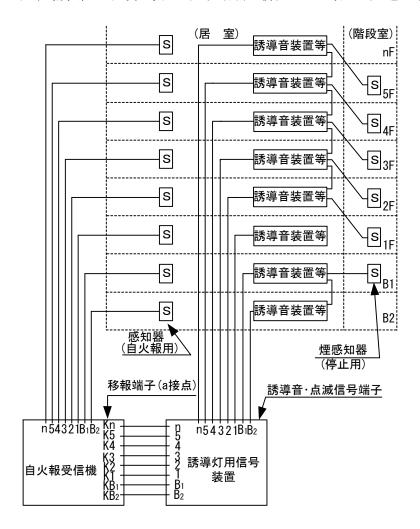


# 図3 音声誘導機能を有する誘導灯の構成例(別記2.(2).イ関係)

## (ア) 一斉動作のシステム例



## (イ) 地区音響装置の区分鳴動を行う場合(階段室に専用の煙感知器を設置)



# (ウ) 地区音響装置の区分鳴動を行う場合

(階段室の自動火災報知設備用煙感知器を兼用)

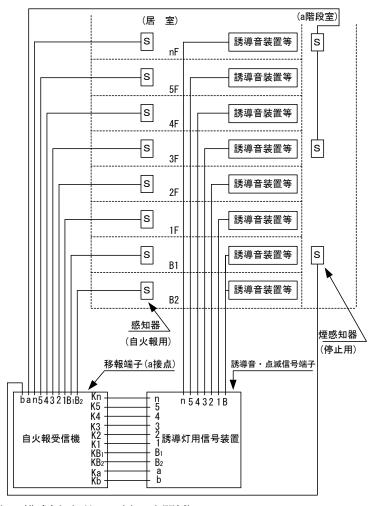
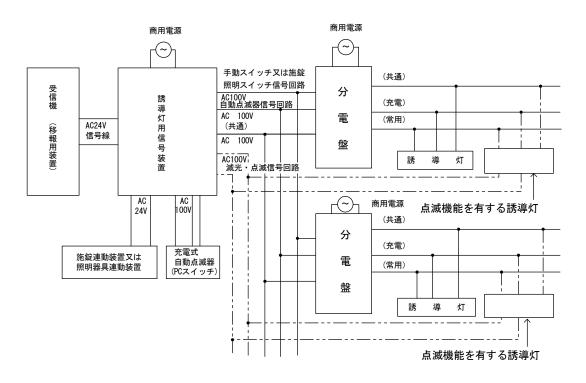
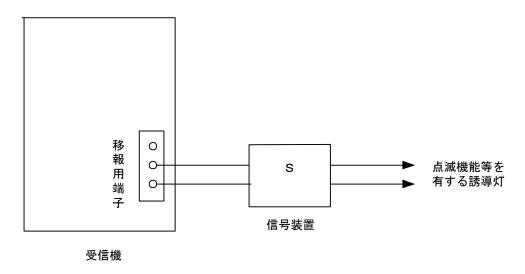


図4 消灯方式の誘導灯の構成例(別記2. (2). ウ関係)



# 図5 受信機と信号装置等の接続方法(別記2. (3).ア関係)

(ア) 受信機に移報用端子が設けられている場合



(イ) 受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている 場合

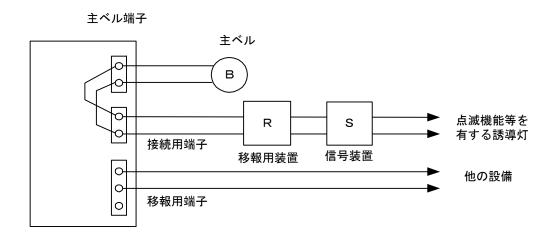
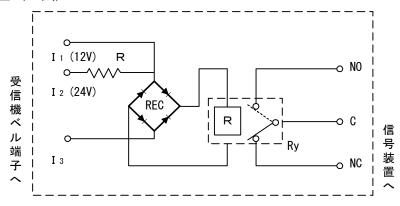


図6 (別記3. (2).カ関係)

移報用装置 (一例)



Ry:リレー、REC:整流器、R:抵抗